

7月21日(火)～令和9年1月31日(日)

音のゾーニングを試行します

足立区立中央図書館 2階全域

参考資料4

しずかに
すごしたい人も
にぎやかに
すごしたい人も

誰もが気兼ねなく
利用できる図書館へ

2階 にぎやかエリア



おしゃべり・グループ学習
ノートパソコン使用OK



1・3階 しずか
エリア

読書や学習に
集中したい方向けの、
しずかに過ごすエリアです



にぎやかエリア (2階)^{かい}



しずかエリア (1・3階)^{かい}

ほん よ べんきょう しゅうちゅう ばしょ
本を読んだり、勉強に集中できる場所
ちい こえ
小さな声で、しずかにすごそう

あだちくりつつちゅうおうとしょかん
足立区立中央図書館では
「音のゾーニング」をためしています
7月21日(火)～令和9年1月31日(日)

としょかん
これは、図書館を「しずかにすごすエリア」と「にぎやかにできるエリア」に分けて、
とき じぶん きぶん つか わ
その時の自分の気分にあわせて使い分けて
とく
もらう取り組みです。



件 名	中央図書館における音のゾーニング試行の利用者意見について																
内 容	1 実施期間 令和8年7月21日（火）から令和9年1月31日（日）まで （夏休み開始日から約6か月間） 2 効果測定 （1）以下を組み合わせた効果測定を実施する。 ア アンケート方式 イ ヒアリング方式（8月15日から開始） （2）アンケートの回答方法は、オンライン申請システムによる受付フォーム及び質問紙を用いる。 （3）試行範囲の中で、エリアごとに許容の程度や満足度に差異があるか来館者の意見から検証する。 3 利用者アンケートの結果 （1）令和8年8月14日時点で20件の回答があった。回答者の年齢構成は以下のとおり（年齢未回答を除く）。 回答者の年代別割合 <table border="1"><thead><tr><th>年代</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>10歳～15歳</td><td>22%</td></tr><tr><td>16歳～19歳</td><td>22%</td></tr><tr><td>20歳～29歳</td><td>11%</td></tr><tr><td>30歳～39歳</td><td>22%</td></tr><tr><td>40歳～49歳</td><td>6%</td></tr><tr><td>50歳～59歳</td><td>11%</td></tr><tr><td>60歳～69歳</td><td>6%</td></tr></tbody></table> （2）「居心地が悪かった」と回答したのは1名のみで、残り19名は「とても居心地が良い」「居心地が良い」と回答しており、現時点では概ね良好な評価が得られている。	年代	割合	10歳～15歳	22%	16歳～19歳	22%	20歳～29歳	11%	30歳～39歳	22%	40歳～49歳	6%	50歳～59歳	11%	60歳～69歳	6%
年代	割合																
10歳～15歳	22%																
16歳～19歳	22%																
20歳～29歳	11%																
30歳～39歳	22%																
40歳～49歳	6%																
50歳～59歳	11%																
60歳～69歳	6%																

2 主なご意見

(1) 好意的な意見

ア 友人とグループ学習できるのがよかった。（10代）

イ このままゾーニングしていただけると、子育てしてる側としてはどうしても話し声は避けられないし、子供の声も響いてしまうので、安心して利用できます。（30代）

ウ いい取り組みだと思います。私は逆に静かすぎると自分が立てる音が気になってしまい、音を立てないように気を使うことで集中力が途切れてしまうので話す話さないに関わらず音があった方が本も読みやすいと思います。（30代）

エ 孫を連れて行きました。孫に読み聞かせする時など大きめの声で騒いでも、周りに気を使わずにすんで助かりました。音のゾーンを分けるシステムはとても良いと思います。（60代）

(2) 否定的な意見

子どもや2階ティーンズの場所なら別におしゃべりしてもいいと思うが、2階東は小説があり静かに読みたい。3階が混んでいる状況を見ると、静かに学習したい人が多いと思う。（30代）

※ 3階の利用者数について統計をとれておらず、2階を利用していた方が3階に移動しているかどうか、現時点では把握できていない。

3 今後の予定

(1) 現在の2階フロアは、開始前に想定したほど「にぎやかゾーン」として機能していない状況のため、館内アナウンスにより周知しているが、さらに、にぎやかさを創出するための工夫について検討する。

(2) アンケート結果を継続的に確認し、ゾーニングの効果を検証していく。

○足立区自治基本条例

平成16年12月17日条例第48号

改正

平成30年3月28日条例第3号

足立区自治基本条例を公布する。

足立区自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 自治の基本理念（第5条）

第3章 区政運営の基本原則（第6条）

第4章 情報の共有（第7条・第8条）

第5章 参画と協働・協創（第9条―第11条）

第6章 区政運営（第12条―第18条）

第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重（第19条・第20条）

第8章 国及び他の自治体との連携及び協力（第21条）

第9章 区議会（第22条・第23条）

第10章 条例の位置付け等（第24条―第26条）

付則

足立区は、四方を河川に囲まれ、水辺や緑の豊かな自然に恵まれた、古くから宿場町や農村として栄えた歴史と伝統のあるまちです。ここには、人々の多様な暮らしと文化が融合し、人情味ある庶民の生活文化が育ち、息づいています。足立区のこれまでの発展は、ここに暮らした多くの人々の努力の成果です。

私たちは、こうした足立らしい個性と時代の変化を踏まえ、区民であることに誇りの持てる夢のある魅力あふれるまちに発展させていきたいと思います。そして、私たちは、美しく快適な環境に恵まれ、活力に満ち、薫り高い文化が育まれ、いきいきと安心して暮らせるまちを創造するために、力を合わせていきたいと思います。

このため、私たちは、住民自治と団体自治の原理を尊重し、「地域のことは地域住民が決定し、決定したことには責任を負う。」ことを基本として、区民参画と協働による真の自治の確立を目指してきました。しかし、少子高齢化に伴う急速な社会構造の変化により、区が主導してきた従来の

協働の取組だけでは、複雑・多様化する地域課題への対応が不十分になりつつあります。そこで、これまでの協働に加え、誇りや生きがいを持って夢や希望に向かってチャレンジする多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮する仕組みを「協創」と呼び、持続可能なまちを築き上げる根本と位置づけます。このことによって、私たちは、人権の尊重された自治の主体として地域の創造にかかわっていくことができ、自らの判断と責任において、ともに考え行動し、私たち区民一人ひとりの幸福が実現されるものと考えます。

このような認識により、足立区において「地方自治の本旨」を実現し、足立らしい地域社会を創造するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）の自治の基本理念並びにこれを実現するための区政運営の基本原則及び基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。
- (2) 参画 区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。
- (4) 協創 誇りや生きがいを持って夢や希望に向かってチャレンジする多様な主体が、互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層力を発揮することができる仕組みをいう。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民

は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

(区長の責務)

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第5条 区民及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働・協創により築くことを目指すものとする。

第3章 区政運営の基本原則

(区政運営の基本原則)

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

- (1) 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働・協創により区政を運営するものとする。
- (2) 区は、区政に関する情報を区民と共有するものとする。
- (3) 区は、区民が区政運営に積極的に参画し、協働・協創により取り組めるように努めるものとする。
- (4) 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする。

第4章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働・協創による開かれた区政を実現するため、別に条例で定めるところにより、区が保有する情報を積極的に公開し、提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 区は、区民の権利及び利益が侵害されないことがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

第5章 参画と協働・協創

(区民参画の仕組の整備)

第9条 区は、協働・協創による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(区民意見表明制度(パブリックコメント))

第10条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手続を実施しなければならない。

(住民投票)

第11条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 区政運営

(基本構想等)

第12条 区は、政策の基本的方向を示す基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画その他の計画を策定し、総合的かつ計画的な区政運営を図らなければならない。

(効果的な区民サービスの提供)

第13条 区は、区民要望を的確に把握し、効果的な区民サービスの提供に努めなければならない。

(財政運営)

第14条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるような財政運営を行うように努めなければならない。

2 区は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を、別に条例で定めるところにより、区民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第17条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。

(区民からの意見及び要望)

第18条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重

(地域の個性の尊重)

第19条 区は、区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。

2 区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。

(区民の自主的な活動の尊重)

第20条 区民は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

第8章 国及び他の自治体との連携及び協力

(国及び他の自治体との連携及び協力)

第21条 区は、広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。

第9章 区議会

(区議会の役割)

第22条 区議会は、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。

2 区議会は、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるように執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第23条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

第10章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第24条 この条例は、区政運営の基本的な事項について定めるものであり、区が定める最高規範であるため、区は、他の条例、規則その他規程の制定改廃にあたっては、この条例の目的に沿って、整合性を図らなければならない。

(条例の規定の見直し等)

第25条 区は、基本理念及び基本原則その他重要な事項に変更があった場合には、この条例の規定及び関連する諸制度の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(施行状況の検討)

2 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行うものとする。

付 則 (平成30年3月28日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第1回足立区立図書館協議会
他自治体における住民参加事例集

図書館の新計画を市民のための サービスに具体化しよう！

多摩市立図書館は、第二次読書活動振興計画を策定し、
2025年10月からスタートさせました。



新計画は中央館・地域館のサービス計画が盛り込まれています。
“多摩市の図書館をともに育てる会”は、新計画の趣旨について理解を
深め、中央館・地域館ともどもサービスの在り方を考え、計画がより良
い市民のためのサービスとして実行されることを目指して、図書館ト
ークを市民協働イベントとして企画しました。

図書館トークでは、

- ◎図書館長、図書館協議会会長や計画策定に関わった市民が、
市民への図書館サービスにどんな変化があるのか、
計画に込められた思いを語ります。
- ◎続いて参加者も交えて意見交換を行います。

イベントの詳細は
図書館ホームページまで↓



図書館に心寄せる皆さまの参加を呼びかけます。

日 時 令和8年1月18日（日）13:30～16:00

会 場 多摩市中央図書館2階 活動室1

参 加 どなたでも 当日先着順 40人

問合せ 多摩市立中央図書館 企画運営担当1 まで

TEL 042-373-7955

（開館日の9:30～17:00）

企 画 多摩市の図書館をともに育てる会

共 催 多摩市立図書館

協 力 株式会社リーガルカフェ

2025 年度図書館そだて会議のご案内

「図書館そだて会議」は、図書館の活動をふりかえったり、図書館でやってみたいことを話し合ったりする会です。どなたでもご参加いただけます。

今年は、図書館の運営指針である「真庭市図書館みらい計画」を改定する年となっており、次の5年間、真庭の図書館がどのようなことを大切にしていくかを話し合います。図書館をよく利用されている方も、利用したことがない方も、近くの図書館でぜひご参加ください。

中央図書館では、「地域をつなぐ図書館」と題して、分断の進むアメリカ社会で、地域の中核として民主主義を守ろうと奮闘している図書館について学ぶ講演会を同時開催します。どうぞ一緒にください。

○ 開催場所と日時

中央図書館 0867-44-2012	10月18日土曜	午後3時から5時30分 講演会：午後3時から4時30分※ そだて会議：4時30分から5時30分
北房図書館 0866-52-5220	10月23日木曜	午前10時から11時45分
落合図書館 0867-52-3315	10月16日木曜	午前10時から11時30分
久世図書館 0867-42-7203	10月9日木曜	午前10時から11時30分
美甘図書館 0867-56-2611	10月17日金曜	午後3時45分から4時30分
湯原図書館 0867-62-2014	10月28日火曜	午後2時から3時30分
蒜山図書館 0867-66-7880	10月24日金曜	午後2時から3時30分

※ 講演会「地域をつなぐ図書館～アメリカの闘う図書館最新事情～」

講師：豊田恭子さん(東京農業大学教授) 参加費無料

○ 定員 20人程度

○ 参加方法 各図書館へ来館、電話または申込みフォームより→





北区図書館活動区民の会



北区立図書館のパートナーとして活動する会です！

[メインページ](#) [これから日程](#) [会の概要](#) [区民の会たより](#) [各部の紹介](#) [リンク先](#)

北区図書館活動区民の会の概要

この会は区民が「北区立図書館」のパートナーとして活動できる非営利団体の組織です。現在図書館でボランティアをしている方や興味のある方、また、図書館に関心のある方、そんな方々が参加できるしくみをつくっています。

目的 この会は、区民の参加により、図書館が区民の知的活動、教育活動、創造的文化活動に有効に活用されるよう「協働の場」「生涯学習の場」「創造の場」として活動を行うことを目的とします。
区民にとっては、図書館のパートナーとして係わることによって図書館の機能や運営を理解する場になり、図書館にとっては、図書館が行う活動を直接区民に説明する場や区民のニーズや情報を収集できる場になります。

組織 「子ども部」「※ユニバーサル部」「地域資料部」「ドナルド・キーン研究会」が現在活動しています。図書館との対話の場を図書館職員とともに構成し、図書館活動や人材育成、広報等図書館に関する様々なことを協議して進めています。
(※ 障がいのある方もない方も、同じように図書館を利用できるようにするための活動を行います。)

会員の種類 この会は、正会員（個人、団体）、登録会員（個人、団体）、賛助会員（個人、団体）で構成されます。

- 正会員 年会費あり。個人 1000円 団体 2000円
部に属し、総会議決権を持ちます。
- 登録会員 会費なし。
部に属しますが、総会での議決権や役員資格がありません。
- 賛助会員 賛助会費を納めた個人、団体です。

北区図書館活動区民の会
〒114-0033
東京都北区十条台1-2-5

[概要](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトマップ](#)

[ログイン](#)

あなたもジンドワーククリエイターで無料ホームページを。無料新規登録は <https://jp.jimdo.com> から

つながるリターンズ
あだち人

つながるあだち人とは、地域企業の方をお招きし、
足立で働く人のお話を聞く講座です。

だるま作りワークショップも開催!

Let's make はっぴーだるま

11/26 水 受付開始

2026 1/31 土

14:00 - 16:00

場所 舎人地域学習センター 学習室

講師 はっぴーだるま工房(株式会社Crista) 高橋美帆(代表取締役)

対象 2歳以上の方
(小学生以下は保護者同伴)

定員 30人

料金 2,200円
(舎人図書館特別価格)

昨年度の講座で大好評だった、幸せと真心を届ける縁起だるま「はっぴーだるま」の(株)Cristaが再登壇! 誕生秘話やだるまに込めた想いをお話しいたできます。今回は、真っ白な「はっぴーだるま」にペイントをして、自分だけの「オリジナルはっぴーだるま」を作るワークショップも開催!



- アクセス
- 日暮里・舎人ライナー 「舎人駅」東口より徒歩5分
- 東武バス 竹03系統「西門寺橋」下車3分
- 都バス 里48系統「入谷一丁目」下車5分
- 都バス 里48系統「放射11号舎人」下車5分

主催: 舎人図書館
共催: 舎人地域学習センター
後援: 足立ブランド対外PR部会

お問合せ・申込み先

舎人地域学習センター
〒121-0831 東京都足立区舎人1-3-26
☎ 03-3857-0008 FAX: 03-3897-6136



◀ HP



◀ SNS

中央図書館に あなたの **本棚** を つくりませんか？

令和9年度

「足立ひとはこ図書館」参加者募集中

POPなどを作って
自分好みの本棚に！

図書館ナビゲーターが
お手伝いします



オススメしたい本を
20冊～50冊選ぼう！

申込方法 ① 中央図書館 窓口

② オンライン申請

※右記二次元コードより申込可



申込締切 令和8年11月29日(日)まで

展示期間

第1期：令和9年4月1日(木)～5月30日(日)

第2期：令和9年6月1日(火)～7月29日(木)

第3期：令和9年7月31日(土)～9月29日(水)

第4期：令和9年10月1日(金)～11月29日(月)

募集人数 1期間あたり1組

※応募者多数の場合は抽選

対 象

16歳以上の

区内在住・在勤・在学の方



足立区立中央図書館 資料管理係

住所：足立区千住5-13-5 電話：03-5813-3740

「足立ひとはこ図書館」 活動内容

図書館ナビゲーターがサポートします



活動期間

以下のいずれかの期間で活動していただきます。

	展示期間	初回打合せ (予定)	本のリスト提出日 (予定)	展示作業日	撤収作業日
1	令和9年4月1日(木) ～ 令和9年5月30日(日)	令和9年1月8日(金)	令和9年2月1日(月)	令和9年3月31日(水)	令和9年5月31日(月)
2	令和9年6月1日(火) ～ 令和9年7月29日(木)	令和9年3月2日(火)	令和9年3月31日(水)	令和9年5月31日(月)	令和9年7月30日(金)
3	令和9年7月31日(土) ～ 令和9年9月29日(水)	令和9年5月7日(金)	令和9年5月31日(月)	令和9年7月30日(金)	令和9年9月30日(木)
4	令和9年10月1日(金) ～ 令和9年11月29日(月)	令和9年7月2日(金)	令和9年8月2日(月)	令和9年9月30日(木)	令和9年11月30日(火)

- ※ 初回打ち合わせは、中央図書館（千住5-13-5）にて対面で行います。具体的な活動内容や本の検索方法、本のリスト作成・提出方法などについてご説明いたします。
- ※ 展示作業、撤収作業は休館日に行うため変更できませんので、ご了承のうえご応募ください。
- ※ 初回打ち合わせや本のリスト提出日は、活動開始前に改めて調整いたします。



多様な生態系を未来に紡ぎたい

第4回

みなまた 環境絵本大賞

作品
募集

『環境首都みなまた』は
環境をテーマにした
絵本（原文、原文と絵）を募集します
「今」を生きるあなたの
「紡ぎたい想い」を
作品に込めてお寄せください



『すずこ』第3回みなまた環境絵本大賞作品
（文・原野なおこ 絵・石川えりこ 発行・西日本新聞社）

募集期間

平成27年7月1^(水)日～10月31^(土)日

賞及び賞品

大賞（1編）賞金20万円及び絵本の出版（予定）
優秀賞（1編）賞金5万円
佳作（3編）水俣市特産物

審査員

柳田邦男（作家）小泉るみ子（絵本作家）村中李衣（児童文学者）
西日本新聞社出版部

応募・問い合わせ先

水俣市立図書館内 みなまた環境絵本大賞事務局
〒867-0065 熊本県水俣市浜町 2-10-26
TEL.0966-63-8401（火～金曜日 AM9:00～PM5:00）

出典：「水俣市立図書館」HP

募集要項・応募方法はホームページ <http://www.minalib.jp> をご覧ください

7

みなまた環境絵本大賞 募集要項

1 趣 旨

地球は水の惑星といわれています。しかし、人が生活に使うことのできる水は、全体のわずか1パーセントにも満たない希少なものです。わたしたちの暮らす21世紀は、その希少な水が少しずつ失われ、「水の世紀」とまでいわれるほど、世界的に深刻な問題となっています。水俣市は、面積の70パーセントが山林ですが、源流から海までひとつの水系を持つ水俣川の清流が、大樹の枝のように広がり、田畑を潤し人の暮らしを支えています。1992年、市は「環境モデル都市づくり」を宣言し、さまざまな取り組みに挑戦してきました。そして2011年、第10回日本の環境首都コンテストにおいて、ついに「日本の環境首都」の称号を得ることができました。環境首都“みなまた”は、100年先、1000年先へと多様な生態系を紡いでいくために、環境をテーマにした絵本（原文、原文と絵）を募集します。「今」を生きるあなたの「紡ぎたい想い」が絵本になります。

2 内 容

「環境」をテーマにした未発表の創作。

第1回大賞受賞作『ひょっこりじどう』“ふきだまりへの視線”

第2回大賞受賞作『古どうぐ〜るぐる』“江戸時代の循環型社会”

第3回大賞受賞作『すずこ』“自然との共生”

3 応募規定

【絵本原文のみの場合】

- ・日本語で縦書き。1場面150字以内を15場面で構成。
- ・パソコン、ワープロによる字詰は自由。ただし、手書きも含めて用紙はA4サイズを使用。
- ・Eメールでの応募は、ワードまたはテキスト文書にて作成し、添付ファイルで送信。

【絵本原文と絵の場合】

- ・画材、技法は自由。合作も可。
- ・原文と絵は別に提出。
- ・絵の見開き寸法は横440ミリ×縦250ミリ。
- ・1場面ずつA3用紙にカラーコピーして提出（縮小可）。

※原文のみの採用となる場合あり

【共通事項】

- ・複数応募可。
- ・鉛筆書き、FAXでの応募は不可。
- ・場面ごとに①～⑮の通し番号を記載。

4 応募資格

- ・プロ、アマチュアは問わない。
- ・高校1年生以上もしくは、16歳以上（2015年4月1日現在）。
- ・日本国内に在住の個人とし、国籍は問わない。

5 応募方法

- ・所定の応募用紙または作品の1枚目に①住所②氏名（ペンネームは不可）③年齢（生年月日）・性別④電話番号⑤メールアドレス⑥職業または学校名・学年⑦著書、受賞歴など⑧作品タイトル⑨応募理由を明記のうえ応募する。
- ・募集要項は、水俣市立図書館ホームページに掲載。郵送を希望する場合は、住所、氏名、電話番号を明記し、返信用封筒と82円切手を同封し請求する。
- ・団体での申し込みは不可。

6 出 版

大賞作品については、出版社から出版を予定。ただし、出版にあたっては相応の改作を求めることがある。

7 応募作品の返却

応募作品の返却は行わない。

8 応募先

水俣市立図書館内 みなまた環境絵本大賞事務局
〒867-0065 熊本県水俣市浜町2丁目10番26号
電話0966-63-8401
Eメール mina-eco-ehon@minalib.jp

9 応募受付期間

2015年7月1日（水）～10月31日（土）＜当日消印有効＞

10 入賞発表

2016年1月下旬に水俣市立図書館ホームページにて発表。
※受賞者には直接通知

11 賞及び賞金

- ・大 賞 1編 賞状と賞金20万円及び絵本の出版（予定）
※出版の際には別途作画料の支払いを予定
 - ・優秀賞 1編 賞状と賞金5万円
 - ・佳 作 3編 賞状と水俣市特産物
- ※大賞及び優秀賞受賞者は、2016年3月予定の授賞式に出席

12 著作権の帰属ならびに受賞作品の利用

- ・受賞作品の著作権は原作者に帰属する。ただし、水俣市は複製・頒布の権利を有し、その場合著作者に著作権料等の支払いは行わない。
 - ・受賞作品については、市の広報やホームページ等に掲載。
- ※応募者の個人情報については、入選の連絡等にものみ使用

13 市民賞

水俣市内に在住、通勤、通学する個人を対象とした賞を設定。
※応募規定、資格、賞等については別途記載

14 審査員

- ・柳田邦男氏（作家）
- ・小泉み子氏（絵本作家）
- ・村中李衣氏（児童文学者）
- ・西日本新聞社出版部

15 コーディネーター

- ・本木洋子氏（作家）

みなまた環境絵本大賞

～環境首都みなまたは「環境」をテーマにした絵本を募集します～

水俣市立図書館(熊本県水俣市) <http://www.minalib.jp/>

基本データ(数値はH25年現在)

住所	水俣市浜町2-10-26
電話番号	0966-63-8401
人口(図書館が所在する市町村)	26,909人
職員数(うち有資格者数)	11人(1人)
蔵書数	97,840冊
登録者数	8,324人
年間貸出冊数(H24)	104,049冊

目的・趣旨

強い発進力を持つ「絵本」の力を活用し、「環境問題」の大切さを語り伝えていくために、「環境」をテーマとした絵本の原文を全国から公募し、その中から「みなまた環境絵本大賞」を決定。その後、大賞作品に作画を加え「みなまた環境絵本」として出版。

取組概要

平成21年に創設。コーディネーターに作家本木洋子氏、審査員に作家柳田邦男氏、那須正幹氏、絵本作家小泉るみ子氏を迎え、「環境」をテーマにした絵本の原文を公募。全国各地から応募があった109作品の中から大賞を選出。作画を加え平成23年3月に『ひょっこりじぞう』を刊行。

同年、日本の環境首都「みなまた」として、絵本のシリーズ化をめざし、創作に関する体験教室の開催や新たに「市民賞部門」を設け、第2回みなまた環境絵本大賞を公募。126作品の中から柳田邦男氏、小泉るみ子氏、児童文学者村中李衣氏、西日本新聞社が選考して大賞を選出。

平成24年には関連事業「みなまた子ども創作童話大賞」を創設。

平成25年3月。第2回大賞受賞作に作画を加え、2冊目のみなまた環境絵本となる『古どうぐ〜るぐる』を刊行。



特徴

- みなまた環境絵本として2冊の絵本を西日本新聞社から刊行
『ひょっこりじぞう』文・日高史人 絵・川崎のぼる
『古どうぐ〜るぐる』文・赤城香織 絵・はらだゆうこ



- 幅広い層を対象とした関連事業を展開

- みなまた子ども創作童話大賞

子供たちの想像する力と創造する力を育み、ためす場をつくるために、小学3年生から中学生を対象とした、創作童話を募集し表彰。第1回は、17作品の応募があり大賞1編、優秀賞3編、佳作5編を授賞。大賞作品の『雨の日の出会い』(水俣第一小学校3年小嶋美咲さん)は、「人間とキツネが自然と仲良くできるような、きれいな絵が思い浮かぶ作品です」と、審査員の作家本木洋子氏が講評。



- 五感でつづる物語体験教室「創作童話ワークショップ」

平成21年8月から、作家本木洋子氏による市民を対象とした創作教室を開催。平成23年には、子供から大人まで幅広い年代を対象として、体験することに重きをおいた自ら想像し、創造する力を身につけるためのさまざまな教室を展開。平成24年には、児童文学者の村中李衣氏も加わり、幼児や指導者などを対象とした教室も開催。平成25年には、絵本作家はらだゆうこ氏による絵本づくりに関する教室も開催。

取組の成果と今後について

本事業により、①「日本一の読書のまちづくり」の推進、②「環境絵本」分野の確立、③「環境首都みなまた」の発信、④水俣における文学文化、生活文化の振興が図られている。今後もこれらの事業により、水俣の10年後の人財づくりに向けて取り組みを展開していく。平成24年度子ども読書活動優秀図書館文部科学大臣表彰受賞。

【貸出冊数】

平成21年度:90,664冊 平成22年度:94,555冊 平成23年度:98,894冊 平成24年度:104,049冊

誰でも参加・出入り自由の会議でルールを決める ～「ことば蔵交流フロア運営会議」の取り組み～

伊丹市立図書館「ことば蔵」(兵庫県伊丹市) <http://www.itami-library.jp/>

基本データ (数値はH25年現在)

住所	伊丹市宮ノ前3-7-4
電話番号	072-783-2775
人口 (図書館が所在する市町村)	197,160人
職員数 (うち有資格者数)	28人 (15人)
蔵書数	538,488冊
登録者数	56,524人
年間貸出冊数 (H24)	1,427,712冊

目的・趣旨

「ことば蔵交流フロア運営会議」は「本を借りるだけじゃ物足りない」の考えのもと「本と出会い、ことばを交わす」をキーワードに、図書館内のフリースペース「交流フロア」の使い方やイベントを、図書館と市民と一緒に考え、実行していく場として活用している。

取組概要

平成24年7月の移転開館にあわせ、開館前の同年5月に「ことば蔵交流フロア運営会議」を設置した。

誰でも自由に参加でき、使用の約束事やイベントの企画を参加者とともに決めていく場となっている。

ことば蔵は、「公園のような図書館」をコンセプトとしており、従来の図書館機能に加え、人と人が語り合うことのできる交流機能を備えている。

「交流フロア」はこの交流機能の拠点となっているスペースである。



交流フロア運営会議

特徴

- 開催は毎月第1水曜日の午後6時半から
- 参加は自由、当日の進行役も参加者の中から決めるというフラットな会議

<会議の内容>

- ①前回の会議の振り返り
- ②前月のイベント紹介
- ③担当者の悩み相談
- ④企画提案・発表

「担当者の悩み相談」では、これまでに館内飲食や掲示のルール、入館者増に向けた方策などについて協議され、その多くを取り入れ運営している。

「企画提案・発表」では、フロアを自由に使うために様々な企画をもった人たちがプレゼンし、実施の可否や実施にあたってのアドバイスを行う場としている。ここからは多くの企画が実現されている。

<交流フロア運営会議から実現した企画の例>

- 『カエボン』

館内に設置されている本が交換できる棚（カエボン棚）に自分のお薦めする本を持参し、自作の帯をつけ、他の人が置いたお薦め本と交換できる仕組み。

図書館で合コンも？男女が「恋」に関するおすすめの本を持ち寄り、お酒を楽しみながら本を紹介し、交換しあう交流イベント『恋のカエボン』も実施した。

- 『絵本の世界をジオラマで再現』

市内の中学校で「ことば蔵でできること」を企画する宿題が出され、提出された企画の中から運営会議を通して実現。企画からジオラマの制作、展示まで中学生が行った。



カエボン棚

取組の成果と今後について

図書館だけで使用ルールやイベントを決めるのではなく「交流フロア運営会議」という別のフィルターを設けることで、運営の幅が広がり、従前とは違った市民とのかかわりや事業展開が図られている。今後は運営会議を続けていくことで逆に図書館の事情がわかり、市民が市民目線から図書館目線になってしまわないよう、またメンバーの固定化などに気をつけながら、誰もが自由に参加でき、発言できる場であり続けたい。

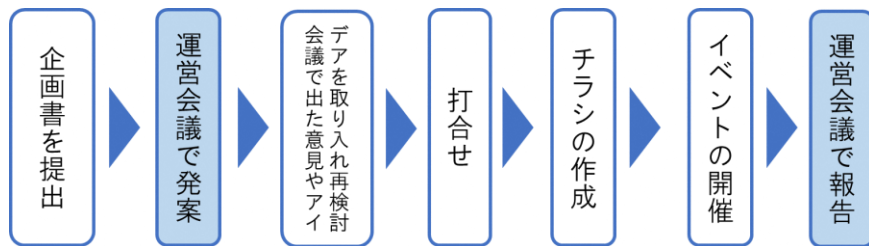
ことば蔵交流フロア運営会議

参加者の募集要項

たくさんの方に楽しんでもらえる、**アイデア募集中！**

ことば蔵では、1 階交流フロアの活用を利用者の皆さんと一緒に考える**交流フロア運営会議**を開催しています。交流フロアでは、市民企画のイベントを中心に年間 200 回以上もの企画を実施しています。「私もこんなイベントで、図書館を盛り上げたい。」「地域活性化に貢献したい。」といった思いをイベントとして実現できるかもしれません。会議で発案した企画は、参加者から出た意見やアイデア等を取り入れ、みんなでイベントを創り上げていきます。誰でも気軽に参加できるオープンな会議です。毎月第一水曜日 18:30 から開催！

企画までの流れ



企画の対象

1. 読書、文化、歴史等に関する企画
2. ことば蔵交流フロアで実現可能であること
3. 市民の学習および交流のためであること

対象施設 ことば蔵 1 階交流フロア

時 間 平日 9:30～20:00／土日、祝日:9:30～18:00

役割分担

ことば蔵

- ・採用された企画の、広報いたみやことば蔵ホームページへの情報提供、チラシの印刷等（チラシ作成は、指定のチラシフォームをご利用ください）
- ・施設および付属設備使用料（当館備品のみ）の経費負担

企画者

- ・企画書の作成。指定のフォーマットに企画概要をご記入の上、当館へお持ちください
➡ホームページや右のQRコード先にあります
- ・チラシの作成（印刷等は、ことば蔵が行います）
- ・イベントの準備、設営、司会進行、撤収作業
- ・経費全般のご負担



ことば蔵交流フロア運営会議 HP

《留意事項》イベントの企画にあたって

- ・採用された企画は、企画者が主催者となり、ことば蔵との**共催事業**として実施します
- ・図書館ことば蔵には専用の駐車場がありません。大型の荷物の搬入・搬出が必要な場合は、日時をあらかじめご相談ください
- ・図書館の立ち入り時間は、開館時間内(平日 9:30～20:00、土日・祝日 9:30～18:00)に限ります
- ・企画の申し込み受付窓口はことば蔵とします。氏名、連絡先等の個人情報はことば蔵が管理し、企画者への提供は致しません。※グループ分けのために学年の情報が必要等イベント運営上に必要な場合は別途ご相談ください

《禁止事項》以下のようなことはご遠慮ください

1. 営利活動、政治活動、宗教活動を主たる目的とするイベント、関係者のみのイベントでのご利用
2. 飲食物の提供
3. 事業内での不要な個人情報の取得(メールアドレス・SNS アカウントを含む)
4. 館内をご利用の皆さまに影響を及ぼすような音量、振動、臭気等を発すること

ことば蔵の交流フロアは、老若男女が出入りする公共空間です。

誰もが快適に利用できる「公園のような図書館」づくりにご協力をお願いいたします。



ことば蔵

伊丹市立図書館

お問合せ

伊丹市立図書館ことば蔵（交流事業担当）

電話：072-784-8170

Fax：072-784-8169

住所：伊丹市宮ノ前 3-7-4

休館日：月曜日

イベント運営ボランティア 「ひきふね図書館パートナーズ」

東京都 墨田区立ひきふね図書館

基本データ

所在地 東京都墨田区京島
3-36-5
職員数 34人
うち司書数 17人
蔵書数 355,297冊
利用登録者数 46,776人
年間貸出冊数 673,122冊
(児童用図書貸出数 190,016冊)

テーマ・活動のねらい等

【テーマ】様々な利用者へのサービスの充実

【活動のねらい】

- 図書館を地域社会の発展につながる場として提供し、図書館利用の促進と読書活動の推進を目的とする。

取組・活動の概要

- 墨田区ひきふね図書館パートナーズは、平成25年、ひきふね図書館の開館に合わせ、「墨田区新図書館開館プロジェクトリーダー養成講座」の修了生により設立した。
- 図書館に望ましい事業・サービスを利用者目線で考え、実施するために企画を提案し、「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」に基づき、図書館と協働で実施しているボランティア団体である。
- 平成30年度は、「ハーバード・ビジネス・レビュー読書会」「ひきふね寄席」「環境フェアー」「シャーロック・ホームズ講演会」等、年間50回もの企画を実施。

【特徴】

- ①行政との協働による活動：利用者の目線に立った事業・サービスを提供するという共通の目的をもち、図書館と墨田区ひきふね図書館パートナーズが互いに得意分野を分担する協働の体制を実現している。
- ②自主的・主体的な活動：図書館の特定の事業・サービスを提供するのではなく、図書館に望ましい事業・サービスを利用者の目線で考え、それを実現するための企画を提案・実施している。
- ③地域の課題解決の場としての図書館を実現する活動：図書館は本の貸出業務だけではなく、課題解決の場としての機能を有しており、その機能を活かした企画を実施している。

取組・活動の工夫や特徴

- ひきふね図書館パートナーズの会の中で、ガイドライン（企画書書式による企画書作成で実施の目的・対象を明確にしている。図書館との連絡係などを決め役割分担を決めている。）に基づき活動を進めている。

取組・活動の成果や今後の展望

- イベント実施の目的として「新規利用者の獲得」がある。ひきふね図書館パートナーズの企画は、従来からある読み聞かせや文化講座のような企画ではなく、「ひきふね寄席」「アロマバスボム作り」「起業・創業セミナー」など対象者を幅広くとらえたイベントを企画し、多くの参加者を得ている。



墨田区ひきふね図書館パートナーズの活動

for TEENS

ティーンズスタッフ企画イベント本の交換会

ティーンズスタッフ 掲載日2024年12月15日

最 ... 事

外国語のおはなし会に参加しました！

第2回ティーンズスタッフミーティング ～☆アイデアを出し合って☆～

第1回ティーンズスタッフミーティング ～☆第15期生☆～

第10回ティーンズスタッフミーティング ～今年度最終回！～

中学生の職場体験@南千住図書館

カテゴリ

勤労留学(12)

ティーンズスタッフ(32)

その他の活動(2)

月別アーカイブ

2026年8月(1)

2026年7月(1)

2026年6月(1)

2026年3月(1)

2026年2月(2)

2026年1月(1)

2025年11月(1)

2025年10月(2)

2025年9月(1)

2025年8月(1)

12月15日(日)、ティーンズスタッフ自ら企画し、何か月もかけて準備してきた「本の交換会」が開催されました。「本の交換会」は今年で2回目。昨年のイベントよりも、より良いものにしたいというスタッフの声を活かし、今年は午前午後と2回に分けての開催でした。

事前に集まった本は705冊、当日集まった本は145冊、交換された本は585冊。去年の冊数を大きく上回る数でした！

参加してくれたスタッフは、午前午後合わせて18名。学校の勉強や部活で忙しい合間をぬって駆けつけてくれました。スタッフの頑張りのおかげで、多くの方にご参加いただき、イベントは大盛況に終わりました！

↓↓↓↓イベントの様子をスタッフさんに記事にしてもらいました。↓↓↓↓

去年から始まった「本の交換会」。イベント当日までに既に700冊ほどの本が集まり、開始前に、多くの人がまだかまだかと待っている様子がとても印象的でした。去年以上の盛況で終わった交換会は、とても楽しかったです。去年の反省を話し合い、宣伝含めて、今まで頑張ってきた甲斐があったなと思いました。今後も改善を重ね、この行事を毎年恒例のものにできるようにしたいし、来年はより多くの方に楽しんでもらいたいです。

(あんど@ティーンズスタッフ)

ついに前々から企画してきた本の交換会を開催しました。私は受け付けを担当し、参加人数を数えました。なんと、イベントに参加してくれた人数は231人！来てくれた方々が気になる本を手にとってくれるように、スタッフみんなで全力を尽くしました。反省点としては、入口と出口が分かりにくかったことです。もし、来年もやるとしたら、声かけなどを徹底して改善していきたいと思いました。

(あいりお@ティーンズスタッフ)



朝からみんなで準備しました！

2025年6月(1)

2025年5月(1)

2025年3月(2)

2025年2月(2)

2025年1月(1)

2024年12月(3)

2024年11月(1)

2024年10月(1)

2024年9月(2)

2024年7月(2)

2024年6月(1)

2024年5月(1)

2024年3月(2)

2024年2月(4)

2024年1月(1)

2023年12月(2)

2023年11月(2)

2023年10月(1)

2023年8月(1)

2023年7月(1)

2023年6月(1)

2023年5月(1)



たくさんのお客さんが参加してくださり、にぎやかなイベントになりました。

来年もぜひ開催したいと思います。

参加してくださったみなさま、頑張ったティーンズスタッフのメンバー、
ありがとうございました！！

[④ 前の記事へ](#)

[次の記事へ](#) ⑤

詰さんさん朝市】出店者募集

[トップページ](#) > 【日詰さんさん朝市】出店者募集中！

カブいっぱい幸せを

日詰さんさん朝市

小雨決行

会場：紫波町日詰商店街
時間：7時～10時（11月のみ変更有）

令和8年開催予定日
 5月9日（土） 9月12日（土）
 6月13日（土） 10月10日（土）
 7月11日（土） 11月14日（土）
 8月8日（土）
※11月のみ開催時間が9時～12時に変更になります

出店者募集中

- ・出店料1区画（2m×2m）1,500円（当日集金致します）
- ・個人や事業者問わず申込可能です
- ・軽トラックやキッチンカー・簡易テントでの出店が可能です
- ・テントや机等、必要な備品は各自でご持参ください
- ・電気借用が必要な方は別途500円頂きます
- ・出店内容に規制はありませんが県央保健所に申請が必要な方は各自ご対応をお願いいたします（申込時に臨時営業許可証のコピー提出をお願いします）
- ・火気使用の方は露店等の開設届出書を提出していただきます

出店申込は下記QRコードの申込フォームまたは事務所へご来所ください ↓ ↓

【共催】日詰商店会・（株）よんりん舎 【協賛】紫波町商工会 【後援】紫波町
 【問合】紫波町日詰字郡山駅57-3 電話019-671-1755 メールs-yonrin@echna.ne.jp

今年も！紫波町日詰商店街にて【日詰さんさん朝市】が開催されます🌟

それに伴い、イベントと一緒に盛り上げてくれる出店者さんを募集中です🏪

出店申し込みは、申し込みフォームまたは、(株)よんりん舎さんへご来所ください😊

◇令和8年度開催予定◇

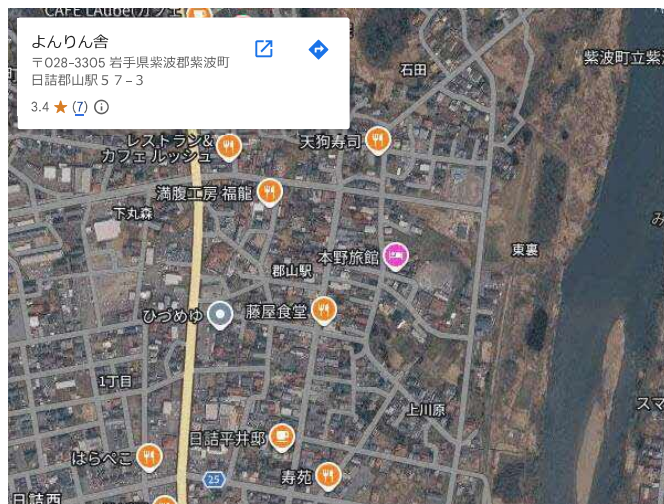
5/9(土)・6/13(土)・7/11(土)・8/8(土)・9/12(土)・10/10(土)・11/14(土)

会場：紫波町日詰商店街

時間：7:00～10:00 ※11月のみ9時～12時の開催

お問い合わせ：(株)よんりん舎 紫波町日詰字郡山駅57-3 ☎019-671-1755

[申し込みはこちらから](#)



[トップページ](#) [紫波の産直](#) [観光コース](#) [観る](#) [泊まる・温泉](#) [歴史・文化](#) [遊ぶ・体験](#) [食べる・買う](#)

一般社団法人紫波町観光交流協会
〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前1-2-2
TEL 019-676-4477 / FAX 019-676-4422

©Copyright © 一般社団法人紫波町観光交流協会 .All Rights Reserved.

移動図書館「かたくり号」日詰さんさん朝市へ出張します！

毎月第二土曜日に、日詰商店街にて開催されている「日詰さんさん朝市」。
8/9(土)は移動図書館「かたくり号」で、朝市へ出張します！



紫波町図書館カードをお持ちの方は本の貸し出しができます。
その場での利用登録、図書館カードの発行も可能です。登録希望の方は、住所、氏名の確認できる身分証明書をお持ちください。

(町外在住の方は、居住地域によりご登録いただけない場合がございます。詳しくは[こちら](#))

【日 時】

2025年8月9日(土) 7:00-10:00

【会 場】

日詰商店街 日詰さんさん朝市会場内 「せせらぎ駐車場」入口

【参加費】

無料

通常は月に一回巡回している「かたくり号」。8月の巡回日は、20日(水)・21日(木)です。巡回ルートと日程は下記よりご確認ください。

移動図書館車かたくり号巡回日程

[▲このページのトップへ](#)

紫波町図書館

〒028-3318 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3-3 オガールプラザ中央棟1F / TEL 019-671-3746 (みんなよむ)

(c) Town Shiwa , All rights reserved. / 掲載記事、写真、イラストなどすべてのコンテンツの無断掲載、転載を禁じます。

中央図書館「図書館ナビゲーター」の募集

近年、図書館は単なる情報の消費の場を超え、地域の活動や交流を促進する新たな場としての役割を果たすことが求められています。

足立区では、令和6年度から「図書館サービスデザイン担当課」を新設し、既存の区立図書館の業務の見直し及び新たな図書館サービスの企画、立案、推進と人材育成を進めています。令和7年度には、「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」を策定し、区立図書館が目指す方向と5つのアクションを設定しました。令和8年度からは、このアクションの実行が本格稼働していくとともに、令和10年度に予定している中央図書館の部分リニューアルの準備も始動したところです。

これからの足立区立図書館は、「本を読む人も読まない人も訪れ、区民で賑わう図書館」を目指して、「空間」「つながり」「本との出会い」の3つの視点から、新しいサービスに取り組んでいきます。それらを担う職員は、従来の図書館業務に加えて、新しい業務も担うことになることから、この度、新たに「図書館ナビゲーター」の職を設定することになりました。多様な経験やバックグラウンドから生まれる力を、図書館の運営に活かしていただけるチームが作れることを期待しています。

新しい図書館サービスに関心のある方、地域の魅力を高めるために共に取り組んでいただける方のご応募をお待ちしております。私たちと一緒に、足立区立図書館の未来を創造していきましょう。

以下の資格のいずれかを持つ方

- ① 司書、司書補
- ② 学芸員、学芸員補
- ③ 認証アーキビスト、
准認証アーキビスト、
デジタルアーキビスト、
準デジタルアーキビスト
- ④ 検索技術者(1級～3級)
- ⑤ 社会教育士
- ⑥ 司書教諭
- ⑦ 絵本専門士
- ⑧ 読書アドバイザー
- ⑨ 認定ワークショップデザイナー
- ⑩ 保育士
- ⑪ 幼稚園教諭
- ⑫ 教員(小・中・高)

または、以下の業務経験が、
2年以上ある方

- ⑬ 企画業務
- ⑭ 広報業務
- ⑮ 編集業務
- ⑯ 原稿執筆業務(ライター)
- ⑰ 映像制作業務
- ⑱ 書店運営業務
- ⑲ 図書館運営業務
- ⑳ 地域おこし協力隊

【業務内容】

- ① 資料の収集と活用
- ② 利用者支援
(レファレンスサービスなど)
- ③ 児童向けサービス
- ④ 広報
- ⑤ 来館者の交流を促進する
企画・事業
- ⑥ 新規利用者を開拓する
企画・事業
- ⑦ 本と人をつなげる
企画・事業